

令和8年度堺市介護サービス情報の報告及び情報公表事務並びに調査事務に関する計画

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2の3第1項の報告に関する計画、政令第37条の5第1項の調査事務に関する計画及び政令第37条の11第1項において読み替えて準用する第37条の5第1項の情報公表事務に関する計画を次のように定める。

1 介護サービス情報の報告の計画

(1) 計画の基準日

令和8年1月1日

(2) 計画の期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

(3) 報告の対象となる介護サービス事業者

ア 報告の対象となる介護サービス事業者（以下「報告対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に指定又は許可を受け、介護サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）法第115条の35第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）の提供を開始する事業者（以下「新規事業者」という。）

(イ) 計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超える事業者

(ウ) 計画の基準日前の1年間において提供を行った介護サービスに係る居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を提供する事業者であって、その旨を指定情報公表センターに申告しない者

イ アの規定にかかわらず、令和8年10月31日までに介護サービスの事業を廃止した事業者は、報告の対象としない。

(4) 報告する介護サービス情報

報告対象事業者が報告する介護サービス情報は、次のとおりとする。ただし、任意の報告を妨げない。

(ア) 新規事業者

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）

(イ) (3)ア(イ)及び(ウ)に掲げる者（以下「既存事業者」という。）

基本情報及び省令別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）

(5) 報告の単位及び同一類型サービスの取扱い

ア 報告は、別表に掲げる介護サービスごとに行うものとする。ただし、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスについては、それぞれ人員基準上一体的とみなされる指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスと合わせて行うものとする。

イ 一体的に運営する二以上の事業所においてそれぞれ提供する介護サービスのうち、別表の区分の番号を同じくするものについては、それらの報告を全て合わせて一の報告とみなす。

(6) 報告の提出先及び提出期限

ア 報告は、厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムにより、法第115

条の４２第１項の規定により市長が指定した指定情報公表センターに提出するものとし、当該報告の提出をもって市長に報告したものとみなす。

イ 報告の提出期限は、報告対象事業者それぞれに対し、指定情報公表センターが通知する。

(7) 介護サービスの提供の再開の場合の取扱い

介護サービス情報を報告した事業者が介護サービスの提供を令和８年１０月３１日までに休止し、かつ、計画の期間中に再開した場合は、当該再開した日以降の情報を速やかに指定情報公表センターに報告しなければならない。

２ 調査事務に関する計画

(1) 計画の期間

令和８年１０月１日から令和９年９月３０日まで

(2) 調査対象事業者

報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で市長が調査の必要があると認める者又は既存事業者のうち自ら調査を希望するもの。

(3) 調査の申出期間

令和８年１０月１日から同月３１日まで

(4) 調査を行う者

堺市

(5) 手数料

報告一件につき２５，０００円（堺市手数料条例第３９条の２第１項第２５号）とする。ただし、市長が調査の必要があると認めて実施する調査対象事業者については、徴収しない。

３ 情報公表事務に関する計画

(1) 計画の期間

令和８年７月１日から令和９年６月３０日まで

(2) 事務の代行

介護サービスの情報の報告の受理及び公表に関する事務は、指定情報公表センターが行う。

(3) 報告の受理及び公表の時期並びに報告の公表の方法

指定情報公表センターは、報告があった基本情報及び運営情報を不備等について確認した上で受理し、手数料の納付を確認した後速やかに、介護サービス情報公表システムにより公表する。

(4) 手数料

報告一件につき２，０００円（堺市手数料条例第３９条の２第１項第２４号）とし、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定により市長が徴収事務を委託した指定情報公表センターに納付しなければならない。

(5) 情報の更新の取扱い

指定情報公表センターは、報告対象事業者から基本情報（時期を特定して記入するものを除く。）について変更があった旨の報告があった場合は、当該事業者が更新した情報を受理し、速やかに公表する。

(6) 介護サービスの提供の休止、廃止の場合の取扱い

報告対象事業者が令和８年１０月３１日までに介護サービスの提供を休止し、又は廃止した場合は、法第１１５条の３５第２項の規定にかかわらず、当該事業者の既に公表している介護サービス情報は、非公表とする。

【別表】

区分	介護サービス
1	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護（予防を含む）
3	訪問看護（予防を含む）、指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション（予防を含む）
5	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（予防を含む）、指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション（予防を含む）、指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与（予防を含む）、特定福祉用具販売（予防を含む）
11	小規模多機能型居宅介護（予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設、短期入所生活介護（予防を含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
16	介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）